

令和6年度

住民主体による訪問型支え合いサービス事業概要

1 事業の趣旨

訪問による支え合い活動を行う団体に対して補助金を交付し、団体の継続性を支援することで、地域での住民主体による支え合い体制の充実や高齢者の社会参加促進（やりがい創出）、健康寿命の延伸等を図るための事業として実施いたします。

2 補助対象事業等

(1) 補助対象となる利用者

本市に居住する以下の方のうち、地域包括支援センターによる「介護予防ケアマネジメント」により、住民主体による訪問型支え合いサービス（以下「訪問型支え合いサービス」という。）による支援が必要と認められた方が対象となります。

- ①「要支援1・2」の認定を受けている方（受ける見込みである方も含む）
- ②地域包括支援センター等が行う豊齢力チェックリストにより「事業対象者」と判断された方
- ③要支援1・2又は事業対象者で訪問型支え合いサービスを利用した後、「要介護1～5」の認定となった方

以下の理由から、本事業においても地域包括支援センターによる「介護予防ケアマネジメント」を必須としています。

- ・本事業の利用者として想定している方々（上記①～③の方）は、何等かの原因により日常生活に支障が出ている方であり、その方が住み慣れた地域において生活を継続していくためには、支障となっている日常生活上の行為（掃除、洗濯、調理、買い物など）に対する支援に加え、根本的な原因の解消にも努めることが重要とされています。

【例】利用者から「ゴミ出しが辛い」との相談があった場合

ゴミ出しが辛くなっている背景には、様々な（複数の）原因が考えられ、原因に応じた支援が重要。

原因：体力の低下により集積所まで歩くのが大変

→支援策の例：自宅での軽運動の機会確保や地域での運動教室に参加して体力向上 など

原因：足腰が痛くて玄関の段差の上り下りが大変

→支援策の例：リフォームや介護保険サービスによる玄関の段差解消、通院 など

原因：腕の筋力低下によりゴミ袋が重くて持てない

→デイサービスでの機能訓練 など

原因：気力の低下により家から出たくない

→支援策の例：デイサービスの利用や地域でのサロン活動への参加による外出機会の確保 など

・そのため、利用者の在宅生活の継続を支援するために、地域包括支援センターによる「介護予防ケアマネジメント」において、利用者はこういった行為が支障となっているのか、支障となっている原因は何なのか、どのような支援策が考えられるのか等の総合的な視点で調査、分析、支援の調整（役割分担）を行うことが重要となることから、訪問型支え合いサービスにおいても地域包括支援センターによる「介護予防ケアマネジメント」を必須としています。

（２）補助対象となる支援

上記（１）の補助対象となる利用者に対し、ご自宅を訪問して以下のアからタまでのいずれかの支援を提供した分を補助対象とします。

- ア 掃除（居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し）
- イ 洗濯（洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥（物干し）、洗濯物の取り入れ と収納、アイロンがけ）
- ウ ベッドメイク（利用対象者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等）
- エ 衣類の整理・被服の補修（夏・冬物の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等を含む）
- オ 一般的な調理・配下膳（一般的な調理、配膳、後片付けのみ）
- カ 日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）、薬の受け取り
- キ 草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸作業
- ク 犬の散歩等ペットの世話
- ケ 家具・電気器具等の組み立て・移動・修繕・居室内の様式替え
- コ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- サ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- シ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
- ス 書類・郵便物等の確認、手続きの助言
- セ 新聞・書類等の代読、パソコン操作
- ソ 散歩・買い物等外出時の付き添い
- タ その他市長が認めるサービス

※上記の活動に付随した「話し相手（対話や傾聴）」、「見守り」も活動内容として認める

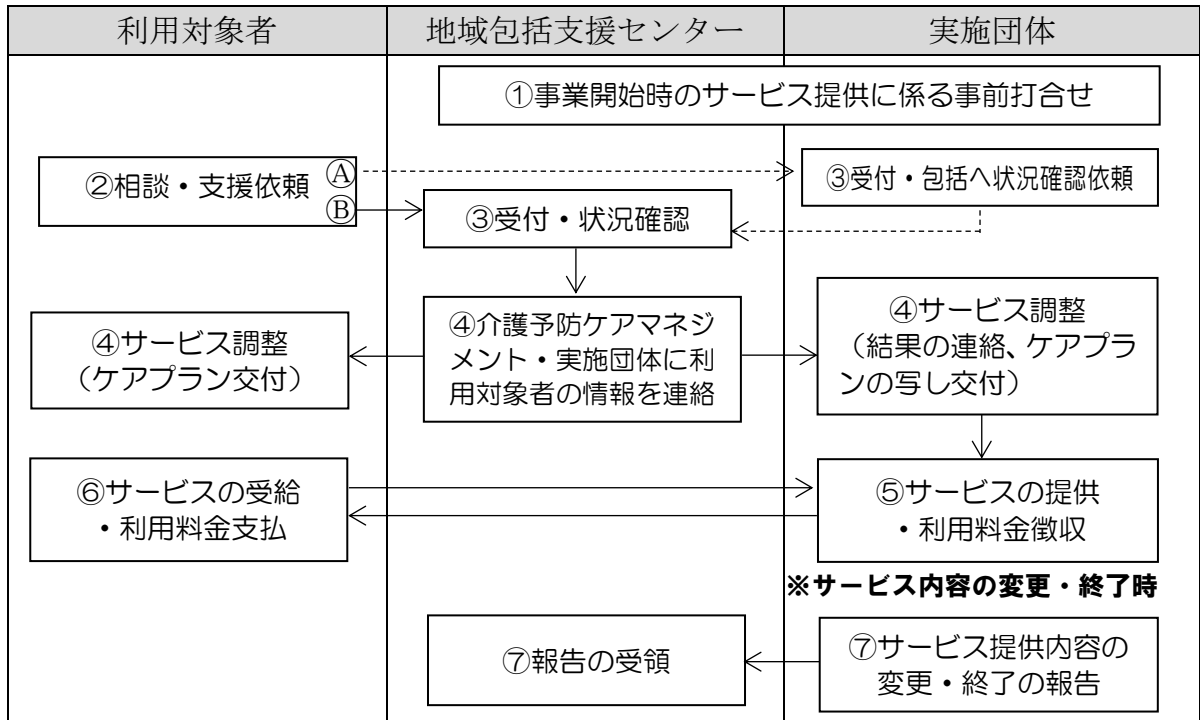
- ・利用者の在宅生活の継続支援としては、利用者ができる範囲で手伝っていただくことも重要となります。
- ・上記支援の中には、介護保険サービスにおけるヘルパーも提供できるもの（掃除、洗濯、調理、買い物など）が含まれておりますので、必要に応じて連携をお願いいたします。
- ・上記以外に訪問での支援が想定される場合には、地域包括支援センターに支援の必要性について相談のうえ、本市高齢企画課までご連絡ください。

（３）補助対象とならない支援

- ・利用者や家族の希望のみに基づく支援を目的とする支援
- ・政治活動・宗教活動や営利を目的とする支援
- ・その他、補助対象とすることが適当でないと認められるもの

自分で出来るが、面倒だから等の利用者や家族の希望のみに基づく支援は補助対象外としますが、団体の自主的なサービス提供を制限するものではありません。

(4) サービス提供までの流れ



- ① 事業開始時のサービス提供に係る事前打合せ
補助事業の開始にあたり、必要に応じて実施団体と地域包括支援センターとの間で、団体が実施するサービスの内容や利用料金等について打合せを実施します。
- ② 相談・支援依頼
利用対象者からの相談・支援依頼は、以下の2通りがあります。
A 支援希望者から実施団体へ直接支援の依頼があった場合
B 支援希望者から地域包括支援センターへ支援の相談があった場合
- ③ 利用対象者の受付・状況確認
A 実施団体へ直接支援の依頼があった場合、支援希望者が本事業の利用対象者に該当すると思われる場合には、本人の同意を得たうえで、まずは地域包括支援センターにつないでください。
B 地域包括支援センターへ支援の相談があった場合、地域包括支援センターは高齢者等の心身状況や生活状況等を確認し、要介護・要支援認定の申請案内又は豊齢力チェックリストによる判定を行います。
- ④ 介護予防ケアマネジメントの実施・サービス利用の調整依頼
地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを実施し、サービスを利用することになった場合は、地域包括支援センターから実施団体へ利用対象者の情報を連絡のうえ、サービス提供の調整を依頼します。
- ⑤ サービス利用の調整
実施団体は、利用者と活動日時・内容等の確認を行ったうえで、利用対象者の自宅等に向き、サービスを提供します。
- ⑥ 利用料の徴収
サービス提供後、利用対象者から提供の確認を受け、直接利用料を徴収します。

⑦ サービス提供内容の変更及び終了の報告

サービスの提供内容の変更や提供の終了する場合は、実施団体は地域包括支援センターに報告します。

前述のとおり、地域包括支援センターでの介護予防ケアマネジメントによる総合的な調整等が重要となることから、利用者から支援の相談があった際には、積極的に地域包括支援センターと連携するようお願いいたします。

(5) 留意事項

① 訪問型支え合いサービス以外の活動の実施について

本事業は、利用対象者へ地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを実施したうえで、訪問型支え合いサービスを提供した分が補助対象となりますが、これは団体が利用対象者以外の方へ行う支援や、訪問型支え合いサービス以外のサービス提供を制限するものではありません。

② 利用料の設定

実施団体は、提供する訪問型支え合いサービスに応じた利用料を設定し、利用者から直接徴収することとします。利用料に関する本市が定める基準等はありませんので、利用料は実施団体が設定することとします。

なお、訪問型支え合いサービスの提供に要した実費（食材料費や交通費等）は、利用料とは別に徴収することができます。

③ 地域包括支援センターへの情報提供

実施団体が提供する訪問型支え合いサービスの内容や利用料等については、本市から地域包括支援センターに情報提供します。サービスの提供を希望する方には、補助団体と事前打ち合わせを行った内容等に基づき、地域包括支援センターから実施内容を紹介します。

3 補助金の内容

(1) 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までのうち、交付決定された期間

※これ以外の期間における団体の自主的なサービスの提供を妨げるものではありません。

当該期間中のサービス提供者数及び支出額に応じて補助金を確定させますので、補助対象となる利用者や領収書等の整理をお願いいたします。

(2) 補助対象経費

本事業の補助対象経費は次のとおりです。

経費区分	主な対象経費
交通費	団体の活動の際に発生する交通費
研修受講費	活動に必要となる知識や技術を身に着けるための研修受講に要する経費
消耗品費	団体の活動に要する事務用品
備品購入費	団体の活動に要する備品
印刷費	広報物や資料等の印刷物の作成費、印刷費
役務費	通信費（郵送料、物品等の運搬費）
使用料・賃借料	会議室等の使用料、パソコンやコピー機の団体の活動に必要な設備の賃借料
修繕費	活動に必要な備品の修繕費用
保険料	サービス提供者が傷害保険等に参加するための保険料
間接人件費	サービス提供のコーディネート（利用に関する相談受付、関係機関との連絡調整、サービス提供の実施確認・利用料徴収）を行う者に係る謝金等の人件費
諸経費	その他仙台市が必要と認めるもの

次の経費は補助の対象となりません

- ア スタッフ・ボランティアがサービス提供する場合の謝金等の直接人件費
- イ 2の(1)の対象となる事業と関係のない従業員の募集・雇用に要する費用
- ウ 2の(1)の対象となる事業と関係のない広告・宣伝に要する費用
- エ 食材料費、調理に係る費用等、利用者個人に直接的な利益となる費用
- オ 補助対象期間より前に支出した経費
- カ 国・県・仙台市等の他の補助制度やその関係団体が行う補助制度の補助金や寄付金等を充てた経費

(3) 補助金額

下表に定めるとおり、コーディネート料と活動費分として1団体あたり 20 万円を上限に補助金額を決定し、本市の予算の範囲内で補助します。

補助区分	毎月の平均実利用者数	補助金の額
コーディネート料	1～5人	12,500円
	6～10人	25,000円
	11～15人	37,500円
	16人～	50,000円
活動費	—	利用対象者に対するサービス提供回数に応じて 1回あたり500円(上限300回/年) ※年間上限150,000円

【コーディネート料について】

○コーディネートとは

支援が必要な方が訪問型支え合いサービスや団体の自主的なサービスの提供を受けられるよう、利用者からの相談対応、地域包括支援センターの案内、利用者や地域包括支援センターとのサービス利用調整等を行うことを指します。

○毎月の平均実利用者数とは

以下のとおり計算します。

$\frac{\text{補助対象期間中の実利用者}^* \text{の合計}}{\text{補助対象期間の月数}}$ (小数点以下切り捨て)

※実利用者：コーディネートの結果、訪問型支え合いサービス又は団体の自主的なサービス(P.1の2(1)のいずれかのサービスに限る。以下同じ。)の利用に至った利用者の数

注) コーディネートしたものの、実際のサービス提供まで至らなかった方は実利用者に含みません。

計算例

提供月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
本事業の利用対象者数	5人	5人	5人	6人	8人	4人	5人	6人	3人	3人	4人	4人
団体の自主サービス利用数	2人	2人	2人	1人	0人	0人	2人	3人	0人	1人	2人	3人
実利用者数	7人	7人	7人	7人	8人	4人	7人	9人	3人	4人	6人	7人

毎月の平均実利用者数 = $(7+7+7+7+8+4+7+9+3+4+6+7) \div 12 = 6.33\cdots \div 6$ 人

【活動費について】

○サービス提供回数とは

利用対象者に対して、訪問型支え合いサービスを提供した数を指します。（コーディネート料同様、実際のサービス提供まで至らなかったものは含みません。）

注）コーディネート料と異なり、団体による自主的なサービス提供回数は含みません。

計算例：年間でAさんに25回、Bさんに5回の訪問型支え合いサービスを提供した場合
→ 25回 + 5回 = サービス提供回数 **30回**

【長時間サービス提供を行った場合の活動費について】

利用対象者に対して長時間のサービス提供を行った場合においても、提供時間に関わらずサービス提供回数は1回とし、活動費は1回分の500円を補助するものとします。

例：30分500円のサービスを3時間提供した場合も、提供回数は1回としてカウント

4 補助団体の要件等

(1) 団体要件

次の要件をすべて満たす団体とします。

- ① 本市内に所在するNPO法人・町内会・老人クラブ・任意団体・地区社協等で、本市域内でP.2に掲載の補助対象となる支援を実施する団体であること。
- ② 暴力団等との関係を有していない団体であり、政治活動や宗教活動又は営利を目的としない団体であること
- ③ 団体の規則や会則等で、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること
- ④ 法人の場合は、法人の市民税、事業所税の申告を行い、市税を滞納していないこと
- ⑤ 活動に従事する際のけがや事故、利用者等への損害発生に備え、活動による生じた損害等に係る損害保険や賠償責任保険に加入していること

※1団体につき1件の応募とします（個人での応募はできません）。また、1団体が複数の対象となる支援を行っている場合も1件の応募としてください。

(2) 事業実施における遵守事項

実施団体は次に掲げる事項を遵守するものとします。

- ① 従事者の清潔の保持・健康状態の管理
従事者は自らが感染症の感染源となることを予防し、また感染の危険から守るための対策（手洗い、うがいの励行及びマスク等の備品を備える）を講じること
- ② 秘密保持
従事者及び従事者であった者が利用者や家族の秘密を漏らすことが無いよう措置を講じ、利用者から事前に個人情報の利用に関する同意を得ること

③ 事故発生時の対応

救護等の必要な措置を講じるとともに、地域包括支援センターや関係機関等に連絡し事故の状況及び対応経過について記録すること

④ 廃止休止の届出と継続的な支援ができる便宜の提供

活動を廃止又は休止する際には、利用者に不都合が生じないよう、他のサービス事業者等との連絡調整等の措置をとること

⑤ 提供拒否の禁止

利用申込みに対して、下記の正当な理由なく支援の提供を拒まないこと

【提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は以下とします】

- ・同時期に申込みが多数ある等、活動団体のスタッフの現員の状況から利用申込みに応じきれない場合
- ・申込み者の居住地が、事業計画書等に記載した「利用申し込みに対応できる地域」の地域外である場合
- ・その他申込み者に対して適切な支援を提供することが困難な場合

⑥ 苦情の処理

利用者や家族から、支援の実施に際して苦情があった際は誠実に対応するとともに、内容を記録し、本市に報告すること。

上記のほか、利用者に支援を行った際には、利用者ごとの提供日時、支援内容等の記録をお願いいたします。（補助金精算の際に提出を必要とする予定です）

5 その他

本事業の実施にあたっては、本申請要領のほか、次の規則等によるものとします。

- ・仙台市補助金等交付規則
- ・住民主体による訪問型支え合いサービス実施要綱（令和5年3月23日健康福祉局長決裁）